

事業承継税制～2018年4月から大幅改正～

～事業承継時の税金負担が大きく軽減されました～(時限立法)

平成35年3月31日までのチャンス!!

平成30年4月1日～平成35年3月31日までに都道府県に、**特例承継計画**を提出することで税金負担の軽減などのメリットがあります！

※**特例承継計画**とは・・・事業承継後5年間の事業計画に加えて、認定経営革新等支援機関(秋田県商工会連合会等)の指導・助言の内容記載が必要な計画です。

特例承継計画はここが「ポイント」

特例承継計画の記載すべき事項

- ・ 後継者の氏名・事業承継の時期
- ・ 承継時までの経営上の課題と対応策
- ・ 承継後5年間の経営計画
- ・ 認定支援機関(商工会)の所見

注意！平成39年12月31日までに事業承継(自社株の相続・贈与)を完了させる事

事業承継税制(特例承継計画提出)の「メリット」

	従来 of 制度	改正後
対象株式 相続税の負担	全株式の $\frac{2}{3} \times 80\% = 53\%$ しか猶予の対象でない	全株式 $\times 100\% = 100\%$ 猶予
雇用条件	5年間で平均 8割 以上の雇用維持を できなければ猶予打ち切り = 納税	左記未達成の場合でも 猶予継続 ※経営悪化等の理由の場合 認定支援機関の指導助言が必要)
猶予の対象拡大	1人 の先代後継者から 1人 の後継者のみ	親族外含む複数の株主から 代表後継者(最大 3人)へ
税額算出方法	売却・廃業時による納税に際し 承継時 の株価を元に計算	売却額や廃業時の評価額を元に 再計算し左記との差額を 減免